

＝新型コロナウイルス感染症防止のための＝ 長沼中学校「新しい生活様式」とその習慣化について

1. 毎日の取組

- ① 日常の健康管理に気をつけ、体調が悪い時は登校を見合わせます。
- ② 各家庭で毎朝の検温を行います。
- ③ 体育の授業を除き、登校から下校まで毎日マスクを着用します。
- ④ 必要に応じた手洗いを習慣化し、各自のハンカチを持参します。
- ⑤ 休み時間に教室・廊下の換気を行い、定期的に消毒します。
- ⑥ 「三密」（密閉・密集・密接）を避ける行動を実践・習慣化します。

2. 教育活動における取組

- ① グループ・対面形式の授業、大きな声を出す活動は、感染防止対策を十分に行った上で実施します。
- ② 距離を保った座席配置、校内でのソーシャルディスタンスを意識した生活を送ります。
- ③ 学校行事（儀式的行事、体育大会、参観日等）について、保護者の参加は必ず学校で手指消毒と検温を行い、入場いただくこととします。

3. 部活動の取組

- ① 屋内の活動ではこまめに換気を行います。
- ② 大きなかけ声やミーティング等は最小限で行います。
- ③ 身体接触をできるだけ避け、練習方法を工夫しながら実施します。
- ④ 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえ、実施します。
- ⑤ 大会・コンクール、練習試合・合同練習等の参加は、会場・控室の他、移動時においても生徒、教師の感染防止対策を講じます。

4. 季節に応じた感染予防の取組

- ① 生徒の水筒持参を許可し、熱中症対策として体を冷やすための保冷剤等の持参を許可します。
- ② マスク使用によって体調が悪化しそうな場合は熱中症の予防を最優先とし、各自の判断でマスクを外せるよう指導します。
- ③ 冬季には、防寒のためブランケットの持参を許可します。

以上のような取り組みで感染予防の習慣化に努めながら「新しい生活様式」を取り入れた教育活動を展開します。

附 則

この生活様式は、令和 4 年 4 月 6 日に改訂し、施行する。

令和 4 年 4 月 6 日
長沼町立長沼中学校